

令和4年度 市民等と市長の対話集会「市長まちかどトーク」実施要領

1 目的

市長が地域に広く足を運び、市民の皆さま及び各種団体との対話を通じて、市政やまちづくりに対する積極的な意見や提案を聴取し、今後の市政運営に活かすとともに、市民の皆さま等の市政への参画機会の充実を図ることを目的とする。

2 運用基準

- (1) 対象者 市内に在住し、在勤し、又は在学している5人以上の団体、グループ等
- (2) テーマ 市政に関すること（要望・陳情の申入れは対象外）。
- (3) 開催時間 60～90分を目安とする（ただし、市役所開庁日の10時から20時まで）。
- (4) 開催場所
 - ア 原則として市内とする。
 - イ 会場の確保及び設営は、事前に申込者で行うこと。
 - ウ 会場の準備に必要な費用は、申込者の負担とする。
- (5) 出席者 市長（ただし、テーマの内容に応じて、市の担当者も同席する場合がある。）
- (6) 申込方法
 - ア 開催希望日の20日前までに、申込フォーム、電子メール、郵送又は持参により、申込書（様式第1号）を秘書課に提出すること。
 - イ 日程や内容等を確認の上、開催を決定した場合は、開催可否通知書（様式第2号）により通知する。
- (7) その他 関係者への周知は、申込者において行うこと。

3 注意点

- (1) 次に掲げる事項を内容とする対話は、途中であっても中止する場合があります。
 - ア 単なる個人的な相談及び要望並びに道路及び水路の補修、整備等の地元要望に関すること。
 - イ 特定の個人に対する誹謗（ひぼう）又は中傷に関すること。
 - ウ 宗教、営業等に関すること。
 - エ 公序良俗に反すること。
 - オ その他市長が対話集会の目的に照らして不相当であると認める事項
- (2) 対話内容については、原則として、市のホームページ等により報告します。また、議事録作成及び行政サービス向上のため、原則として、対話内容は録音します。

4 申込み・問合せ先

行橋市役所 市長公室秘書課企画政策係

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

電話：0930-25-1111（内線1441） E-mail：hishoka@city.yukuhashi.lg.jp